

(事業所名称)

認知症訪問支援サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 (事業所名称) (以下「事業所」という。)が行う船橋市介護保険条例第11条に規定する認知症訪問支援サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業を行う事業所の職員が、要介護者等に対し適正な認知症訪問支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業を行う事業所の職員は、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、認知症訪問支援サービスを介護保険法に規定する訪問介護又は船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱に規定する第1号訪問事業(以下「訪問介護等」という。)と併せて提供することにより、利用者の在宅生活の継続並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、船橋市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 認知症訪問支援サービスの提供にあたっては、自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(職員の職種・員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の職種・員数は訪問介護等に係る運営規程の職種・員数と同様とし、職務内容は、訪問介護等に係る運営規程の職務内容を準用する。

(営業日及び営業時間)

第4条 認知症訪問支援サービスを提供する営業日及び営業時間は、訪問介護等に係る運営規程の営業日及び営業時間と同様とする。

(認知症訪問支援サービスの内容)

第5条 訪問介護等の提供に併せ、訪問介護等の提供のための不穩の解消、訪問時に徘徊等により不在の場合の搜索等、介護者不在時等の見守り、外出時の同行支援を行う。

(利用料)

第6条 認知症訪問支援サービスを提供した場合の利用料の額は、船橋市介護保険条例第11条第2項に規定する市長が定める基準により算定した額とし、当該認知症訪問支援サービスが受領委任払いであるときは、その100分の90、100分の80または100分の70を控除した額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、訪問介護等に係る運営規程の通常の事業の実施地域と同様とする。

(緊急時の対応)

第8条 事業を行う事業所の職員は、認知症訪問支援サービス提供中の利用者の病状が急変した場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所の協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業を行う事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととする。

- 2 事業を行う事業所の職員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずることとする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は (事業者(法人) 名称) と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。